

岩手県告示第900号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場 合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り 消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（ 昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に 違反して公正取引委員会から告発、<u>命令又は審判開始決 定</u>を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき 。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場 合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り 消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（ 昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に 違反して公正取引委員会から告発<u>又は命令を受けた場合</u> で極めて悪質であると知事が認めたとき。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
2	<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受ける ことができない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号 ）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定す る暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者</p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受ける ことができない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号 ）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定す る暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 <u>(第1号 に掲げる者を除く。)</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この告示は、平成28年12月6日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成29年2月1日から施行する。